

検討課題への対応について（素案）

以下において、現在一部先行導入している所得連動返還型無利子奨学金制度を「現行」とし、平成 29 年 4 月進学者から適用するより柔軟な所得連動返還型奨学金制度を「新制度」とする。

<特に優先して検討すべき課題>

平成 29 年 4 月新規貸与開始に向けて速やかに決定すべき事項

委員からのご意見（全体として）

- 所得連動型を導入するには、モラルハザード・逆選抜を充分考慮すべき
- 奨学金を利用することをためらうことがないような制度とすべき
- 所得の再分配という観点から、成功し高収入・所得となった者から、貸与額より多く返還させても良いのでは（多く稼いだ人が稼げなかった人の分まで返還、リスクシェア）
- 諸外国において、借りた以上に返すという仕組み（大卒税）を導入している国はない
- 借りた以上に返すという仕組みは、返させる金額によっては利息制限法に抵触する
- 互助会方式でリスクをプールしても良いのでは

○対象範囲

1. 学校種（高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院）

現行 大学等（高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程）

新制度 大学等に加えて、大学院を含めるか検討

現行制度において大学院を対象外とした経緯・理由

1. 大学院には業績優秀者返還免除制度があること
2. 大学学部等の高等教育機関への進学を促進するため
3. 家計基準が、
 - ・ 大学等は家計支持者（父母等）の収入・所得、
 - ・ 大学院は院生本人の収入・所得、
 と異なるため
4. 大学学部で奨学金を利用していた学生が、大学院で奨学金を利用する時に所得連動返還型無利子奨学金制度の対象になると、
 - ・ 大学学部の奨学金返還は返還猶予が10年まで、
 - ・ 大学院の奨学金返還は年収300万円を超えるまで返還猶予が何度でも可能、
 となり、返還猶予を利用できる期間が異なってしまうため

委員からのご意見

- 科学技術政策、優秀な若手研究者支援の観点から大学院も含めるべき

2. 奨学金の種類（無利子奨学金、有利子奨学金）

現行 無利子奨学金のみ

新制度 無利子奨学金に先行導入（有利子奨学金については、無利子奨学金における所得連動返還型の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討）

委員からのご意見

- 限られた予算や実務的な観点等から、無利子奨学金に先行して新制度を導入
- 所得連動型は収入・所得が低いと返還月額が少なくなるため、返還期間が長期化する
〔有利子奨学金を導入する場合、返還期間が長期化すると利子負担が大きくなる。返還総額の増加に伴う負担の軽減策、利子補給のあり方等について慎重な検討が必要〕

3. 奨学金申請時の家計支持者の所得要件（所得連動の対象であるかを判別）

現行 給与所得者の場合は家計支持者（父母）の年収が 300 万円以下
（自営業者は家計支持者（父母）の所得が 200 万円以下）

新制度 現行のままとするか、全員に適用するのか検討

4. 貸与開始年度（遡及適用の可否）

現行 平成 24 年度より（遡及適用なし）

新制度 平成 29 年度新規貸与者から適用する（ただし、経過措置については検討中）

○返還方法

5. 返還方式（所得に応じた返還方式、一定額の返還方式等）

現行 年収 300 万円を超えてから、所得に関わらず一定額を返還

新制度 以下の二つのタイプの選択式とする

新所得連動型：所得に応じて返還月額が変動

定額返還型：所得に関わらず一定額を返還（現行制度の拡張版）

6. 返還開始の最低所得金額（年収いくらから返還開始とするか）

現行 年収 0 円

（年収 300 万円以下の場合は、申請により返還猶予（制限なし）が可能）

新制度 新所得連動型：現行では、年収 0 円から返還が開始となるが、年収 300 万円（所得 114 万円）を超えるまでは、申請により返還猶予（制限なし）が可能となっている。これを現行のままとするか、改めるのか検討。

論点 ①所得が発生する年収約 108 万円や、②年収約 200 万円（所得 57 万円）を一つの基準として検討（ただし、年収 300 万円（所得 114 万円）を超えるまでは、申請により返還猶予（制限なし）を可能とする）

7. 返還月額の下限

現行 学校種と貸与総額に応じて異なるが、大学（学部 4 年間、毎月 3 万円貸与、貸与総額 144 万円）の場合は、返還月額 9,230 円（13 年で返還完了）

新制度 新所得連動型：諸外国の例も参考にしつつ、社会保険料等の控除後の所得（所

得税の課税対象所得の算出方法を準用)の9%を年間の返還額として試算(別添資料を参照)

(返還例) 35年間返還した場合の返還総額
返還月額3,000円では126万円
返還月額5,000円では210万円
返還月額7,000円では294万円

8. 返還猶予の申請可能所得

現行 年収300万円(所得114万円以下)以下
新制度 現行のままとするか、改めるのか検討

9. 返還率(新所得連動型のみ)

現行 設定なし(返還月額は、貸与総額に応じ設定。年収に関わらず一定)
新制度 案1 9%

<返還率の案を9%と仮置き>

諸外国の例も参考にしつつ、新制度の導入により返還負担の軽減を図るため、現行の最低返還月額9,230円を踏まえ試算(別添資料を参照)

(参考) 年収300万円の場合の返還月額

返還率10%の返還月額 約9,500円

返還率9%の返還月額 約8,500円

案2 9%からスタートし、所得の上昇に応じ返還率も上昇(変動)

(例) 年収400万円までは9%

年収500万円までは10%

年収600万円までは11%等

10. 最長の返還期間

現行 設定なし

ただし、通常返還の場合は35年。

(内訳) 最長返還期間:20年、返還猶予:10年、減額返還:5年

(参考) 英国:30年、豪州:設定なし、米国:10~25年

新制度 現行と同じ設定なしとするか、これを改めるのか検討(例えば、一定期間返還したが返還完了とならない場合の取り扱いを定めるなど)。

○所得の算出方法

11. 所得の算出方法(年収又は課税対象所得、課税対象所得の算出方法等)

現行 設定なし

新制度 新所得連動型:課税対象所得(所得税の課税対象所得の算出方法を準用)

<計算式>

課税対象所得 = 給与等収入 - 所得控除*

※ 所得控除：給与所得・基礎・社会保険料・扶養・介護等を控除

12. 個人主義又は家族主義（世帯年収の把握を含む）

現 行 個人主義

新制度 個人主義もしくは家族主義

委員からのご意見

- 専業主婦、ニート等の被扶養者をどのように考えるのが重要
- 欧米では、課税の単位として夫婦合算所得、N分N乗課税という方策がとられている
- 諸外国の所得連動では、英国と豪州は個人主義で、米国は家族の人数を考慮している
- 税金の仕組みを参考にしても良いのでは
- 被扶養者が返還猶予や控除を申請する際に、配偶者の所得証明を提出させるといったことはあり得るのでは

○保証制度

13. 人的保証、機関保証の見直し

現 行 人的保証と機関保証の選択制（H26実績 人的保証（54%）機関保証（46%））

新制度 人的保証と機関保証の選択制のままで良いか

（別紙、機関保証制度の概要を参照）